

# 牟田事務所 許可通信

<http://homepage3.nifty.com/doricamu21>

2014, 02

【建設】 【運送】 【産廃】 【風営】

## ★建設業★

### 公共工事：入札不調の原因は？

平成 26 年 1 月 14 日、太田昭宏国土交通相は、公共工事の入札で頻発している不調・不落について、「**人手不足が原因で生じているとは考えていない**」との認識を強調しました。

“人がいないから、受けることができない“わけではない！と国は考えているようです。その理由は、予定価格を見直して再入札を実施すると最終的には契約が成立しているからだということです。予定価格と実勢価格（実際の市場価格）に差があるから、入札の不調が表沙汰になっているのだと…。



資材価格や労務費が高騰する中で、入札時の予定価格と実勢価格とのかい離をできるだけなくしていくための具体策として、各自治体に入札日直近の最新単価を使った予定価格の設定を求めていくとしています。国も自治体も、頻繁に最新の価格を調査していくということですね。

工事価格の変動が激しくなる一年という見通しはたっているように思えます…

入札不調が、人手不足が原因ではないとは言っても、現実には人手不足は明明白白ですね。太田国交相は、インフラの維持管理や地域の災害時の対応などを担う人材の不足に関し、「新卒者の入職に加え、いったん業界から離れた労働者に戻っていただくことも必要だ」と強調されました。外国人の技能実習生の活用なども含め幅広く技能者確保に向けて施策がねられるようです。

現時点の建設業の就業者数は、というと、**どうとう500万人を割ってしまいました**。97年の685万人がピークで、その後は減少の一途をたどり、12年に増加したものの13年には再び減少してしまいました。年齢別にみると、15～19歳が4万人、20～24歳が17万人、25～29歳が30万人となった一方、65歳以上は53万人。**若年者層の減少と高齢者層の増加**が非常に顕著です。困りました！

## ★都計法★

### 最近続いて起きてしまったこんなこと・・・

みなさん**都市計画法**（以下、都計法）をご存知でしょうか。  
日本が高度成長期に大きく発展し、都市化していく中で法律をもって整備していこうと定められたのがこの都計法。そのため、どこでもなんでも建物を建てたり、自由に土地を使用することができなくなりました。都計法では大きく市街化区域と市街化調整区域に分けられ、都市開発に一定の制限がかけられました。



そしてご存知の通り、どこにでも運送業の自動車車庫は設けることはできず、もちろん産業廃棄物の処理場も、風俗営業も・・・

例えば市街化調整区域でも、地目が宅地や雑種地の場合はできることも・・・しかし、運送業の車庫として使用するために賃貸借契約を結ぶ場合はご注意を！



最近、一般貨物自動車運送事業を営んでおられる会社でこんなことが。

「甲土地を借りたい」と社長が不動産屋さんに依頼し、続けて「市街化調整区域だけど地目は？」と聞くと「**雑種地**です」じゃあ賃貸借契約結びます。と。

その後牟田事務所まで依頼があり、いざ動いてみると地目が【田・畑】となっているではありませんか！

社長に急いで連絡し、不動産屋さんに問い合わせてもらおうとやっぱり【田・畑】の証明しかでず・・・。

農地転用をかけることもできますが、書類を揃えてから4～6か月かかり、費用もかかります。不動産屋さんはあっさり「**そんなこと言った記憶がないんです**」と。（よく聞く言葉ですね）やっぱり書面って大事ですよ。賃貸借契約書には地目まで明記されていないことが多々あります。

不動産屋さんも自動車車庫としての使用目的でありながら確認しないなんていい加減だよ。損害賠償請求できるかな？なんてご相談される方も。

だって確かに車庫がいっぱいで車が増やせなければ仕事はできないし、賃料も毎月払ってたし。社長はお金が入っても満足できるわけがありません。しかもここ最近こんなことが続出しているのです。

景気も回復傾向にあり、**運送業界**だけでなく、**産廃**でも**風俗営業**でも少しずつ忙しくなり、施設を整えたいとお考えの社長もいらっしゃいます。

今後**営業所・車庫の移転**や**新設**をされる方でご心配な方は、**契約を結ぶ前に牟田事務所まで**！

## 消せるボールペンで車庫証明偽装

こすると書いた文字が消えるボールペンを使って**偽造した車庫証明書**を運輸支局に提出したとして、有印公文書偽造・同行使の疑いで中古車販売業者が逮捕されたというニュースがありました。

消えるボールペンで車名などを記した在庫車の車庫証明書を警察署に多数申請して交付を受け、人気の中古車を仕入れるとこすって消して情報を書き換える手口で、通常1週間程度かかる証明書交付手続きの日数を短くして運輸支局に提出したそうです。

この報道があってから、警察の車庫証明窓口にはこのことを注意する張り紙がされています。

しかし逮捕した警察側も・・・大阪府警所轄の男性巡査部長が「消せるボールペン」で**調書を作成**した上、容疑者が署名押印した後に勝手に**書き直して改ざん**したとして、虚偽有印公文書作成・同行使の疑いで書類送検され、減給10分の1（6カ月）の懲戒処分となりました。

この消えるボールペンが発売された時、こういった犯罪が横行するのではないかと考えていました。証書類、宛名書きには使用できませんと注意書きはされています。かくいう私も愛用しているのですが、行政窓口でうっかり使ってしまうまいよう、あまり持ち歩かないようにしています。



## 大忙しなのは誰！？

今、年度末が近付いているため役所は忙しくなっています。銀行や自動車の登録はもちろん、**警察も大忙し！**

貨物で車庫を増やす場合、窓口に申請書を出した後、警察の照会が入ります。車庫予定地を警察が調査し、その場所が車庫として適当かどうか判断されます。

しかしこの**照会が遅くなる**とのことで、支局にもそんな連絡が入ってきたそうです。よく話を聞くと、車庫だけの追加であれば申請してから通常1か月～1.5か月で認可が下りるところ、警察の方が遅れるとのことで2か月以上かかってしまう恐れがあるそうです。また、その処理期間は管轄によって違う為、はやく終わるところもあれば非常に時間のかかるところも。



でも事業主さんだっって早く車を増やしたい。年度末は余裕を持って行動しましょう。

## ★廃棄物処理業★

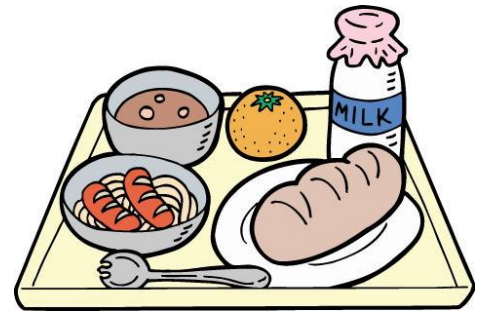
### 学校給食残飯を家畜の餌から廃棄物処理へ切り替え

愛西市はこれまで、小中学校から出る給食の残飯処理を残菜リサイクル業務委託として養豚農家に**処理費用を支払い**、餌として処理を任せてきました。

しかし、残飯は廃棄物に該当し、処理業許可と持たない養豚農家への委託は廃棄物処理法に抵触する可能性があることと判明したことから、産廃処理業者への処理委託に切り替えたそうです。

「**残飯は廃棄物かどうか?**」と新聞には書いてありましたが、どう考えても廃棄物なのではないか?と思います。養豚農家がこの残飯を買い取ったのであれば「**有価物**」と考えられますが、愛西市が処理費として支払っているのであれば当然、「**廃棄物**」として処理されるべきだと思います。

**再活用を阻まれる**と大きく書かれていました。**食品リサイクル法**というものがありますが、学校給食等は一定規模の食品廃棄物を継続的に発生させているものの、再生利用に取り組む必要性は低いと判断され、現行制度において食品関連業者とされていません。学校等から発生する食品廃棄物は、健康面に配慮した食事であるため、塩分油分が比較的少なく、**資源として再利用しやすい面**があること、取り組みを子どもたちに伝えていくことは、食べ物を大切にする心を育てる「**食育**」の観点からも食品リサイクル法の対象になるべきではないか?との検討もされているようです。



### 最終処分場の設置場所をくじ引きで決定?

沖縄県で最終処分場を設置する市町の順番を「**くじ引き**」で決定すると報道がありました。くじで決めるのは、最終処分場を設置する場所ではなく、設置する市町の順番だそうです。約80年後までの建設地を決める予定とのことですが、逆にどこから順に最終処分場を設置してもどっちにしろ同じということではないでしょうか?

これまでも住民の同意が得られず、苦肉の策でくじ引きになったそうですが、くじで決まったからといって住民は納得しないと思います。

しかし、日本全国の一般廃棄物最終処分場の残余年数は、19.7年・・・**あと20年弱で日本の最終処分場はいっぱいになってしまう**ということです。



それを考えると80年後までの建設地を決めておくというのはひとつの方法かもしれません。あとは住民をどう説得するか・・・自分たちが出したゴミなんだからしょうがないと思う反面、もし自分の家の近くに建設されるようになったら簡単に納得はできないなあと思います。